

常総市個人情報保護条例及び常総市情報公開条例の一部を改正する条例骨子（案）

1 常総市個人情報保護条例の一部改正関係

(1) 定義に関すること（第2条関係）

ア 個人情報について

生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものとすること。

(ア) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(イ) 個人識別符号が含まれるもの

イ 要配慮個人情報について

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報とすること。

2 常総市情報公開条例の一部改正関係

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号は、情報公開請求に係る非公開情報とした上で、公益上特に必要があると認めるときは公開することができる対象から除くものとする。こと。（第7条、第8条及び第9条関係）